

(1) 介護保険による訪問看護料金

訪問看護 I 1	20分未満	313単位/回
訪問看護 I 2	30分未満	470単位/回
訪問看護 I 3	30分以上60分未満	821単位/回
訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,125単位/回
准看護師の場合		所定単位数の90%/回
訪問看護 I 5 (理学療法士等の訪問)	20分	293単位/回
	1日に2回を超えて行う場合 (1週間に6回を限度)	所定単位数の90%/回

介護保険による介護予防訪問看護料金

(介護予防) 訪問看護 I 1	20分未満	302単位/回
(介護予防) 訪問看護 I 2	30分未満	450単位/回
(介護予防) 訪問看護 I 3	30分以上60分未満	792単位/回
(介護予防) 訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,087単位/回
准看護師の場合		所定単位数の90%/回
(介護予防) 訪問看護 I 5 (理学療法士等の訪問)	20分	283単位/回
	1日に2回を超えて行う場合 (1週間に6回を限度)	所定単位数の50%/回

【加算】

初回加算	新規に訪問看護を提供した場合	300単位/月	
サービス提供体制加算		6単位/回	
中山間地域加算	通常の実施地域を超えて提供する場合	所定単位数の5%/回	
緊急時訪問看護加算		574単位/月	
特別管理加算	特別な管理を必要とする場合	(I)	500単位/月
		(II)	250単位/月
退院時共同指導加算	入院中に主治医等と連携し、在宅で必要な指導を行った場合	600単位/回	
長時間訪問看護加算	特別管理加算算定の方で90分を超える場合	300単位/回	
複数名訪問看護加算	同時に複数でサービスを提供する場合	30分未満	254単位/回
		30分以上	402単位/回
夜間・早朝・深夜加算	夜間 (午後6時～午後10時)	所定単位数の25%/回	
	早朝 (午前6時～午前8時)		
	深夜 (午後10時～午前6時)	所定単位数の50%/回	
ターミナル加算	在宅で死亡した場合、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,000単位/回	

介護予防サービス	基本的には介護サービスと同じ料金です。 但しターミナル加算はありません。
----------	---

(2) 医療保険（後期高齢者医療・健康保険）による訪問看護料金

	週3日まで	週4日以降
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	5,550円/日	6,550円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	5,550円/日	6,550円/日
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,500円/日（入院中2回まで）	

※（Ⅱ）は同一建物居住者である利用者。（Ⅲ）は入院中に外泊する患者（算定要件あり）

	初日	2日以降
訪問看護管理療養費	7,440円/日	3,000円/日

※訪問看護基本療養費Ⅲ（入院中の外泊）の対象者には算定しません。

【訪問の状況、又は希望によるものの加算】

24時間対応体制加算		6,400円/月
訪問看護情報提供療養費1		1,500円/月
夜間・早朝・深夜加算	夜間（午後6時～午後10時）	2,100円/回
	早朝（午前6時～午前8時）	
	深夜（午後10時～午前6時）	4,200円/回
複数名訪問看護加算	（算定要件あり）	4,500円/回
難病等複数回訪問加算 （厚生労働省 指定疾患）	1日2回訪問	4,500円/回
	1日3回以上の訪問	8,000円/回
乳幼児加算	3歳未満	1,500円/日

【病状によるものの加算】

長時間訪問看護加算	週3回まで	5,200円/回
緊急訪問看護加算		2,650円/日
特別管理加算	特別な管理を必要とする場合	2,500円/月または 5,000円/月
退院時共同指導加算	月2回まで	8,000円/回
退院支援指導加算 （厚生労働省 指定疾患）		6,000円/回
特別管理指導加算 （厚生労働省 指定疾患）		2,000円/月
在宅患者連携指導加算	月1回まで	3,000円/回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円/回
ターミナルケア療養費		25,000円/月

その他（実費分）

- ・延長料金 500円/時間
- ・材料費等 実費
- ・死後の処置料 8,000円

★ 利用者様の住まいでサービスを提供するために使用する、ガス、電気等の費用は、利用者様のご負担となります。

★ 料金の支払い方法

①お支払い方法は、各種金融機関よりの口座振替となります。

②請求書は毎月12日頃にご自宅に郵送致します。自宅以外を希望される方は、お知らせください。